

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用承認の取消し等
処 分 権 者	指定管理者
根 拠 規 定	美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例第 12 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例 （利用承認の取消し）</p> <p>第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取消し、利用を制限し、又は退去させることができる。この場合において、利用者に損害を生ずることがあってもその責は負わないものとする。</p> <p>(1) 承認された利用者が利用の取消しを申し出たとき。</p> <p>(2) 利用者が承認された内容の変更を申し出たとき。</p> <p>(3) 利用者が前条第 1 号又は第 2 号に該当するとき。</p> <p>(4) 利用者が承認された内容と異なる利用又は使用条件を遵守しなかったとき。</p> <p>(5) 利用者の利用がこの条例や規則に違反しているとき。</p> <p>(6) 利用者が偽りの内容により申請を行う等の不正手段で承認を受けたとき。</p> <p>(7) 公益上必要があると認められるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	指定管理者が基準の設定主体
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日